

所管部課		市民環境部 産業振興課		部長		木村 西	
件 名		東大和市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について					
		区分			1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨							
(1) 農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の会議は原則公開とされているが、東大和市農業委員会会議規則については、傍聴に関する規定がなかったことから必要な規定を追加するものである。 (2) 主な改正内容 ① 第23条（補則）を第29条に改める。 ② 第22条の次に次の6条を加える。 ・ 第23条（傍聴人の定員） ・ 第24条（傍聴の手續） ・ 第25条（傍聴することができない者） ・ 第26条（傍聴人が守るべき事項） ・ 第27条（違反に対する措置） ・ 第28条（傍聴人への配布資料） (3) 施行日：公布の日から							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）							
令和6年3月 4日 文書課において審査済み。 令和6年3月28日 農業委員会定例総会にて議決済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等）							
庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。